八　特殊疾患入院医療管理料の施設基準等

(1)　特殊疾患入院医療管理料の施設基準

イ　脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を八割以上入院させる病室であって、一般病棟の病室を単位として行うものであること。

ロ　当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ハ　当該病室を有する病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

ニ　当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ホ　特殊疾患入院医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　特殊疾患入院医療管理料の注５の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

九　小児入院医療管理料の施設基準

(1)　通則

イ　小児科を標榜（ぼう）している病院であること。

ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ　小児医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　小児入院医療管理料１の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が二十名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援（児童福祉法第六条の二第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ　専ら小児の入院医療に係る相当の実績を有していること。

ホ　入院を要する小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヘ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

(3)　小児入院医療管理料２の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が九名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数が本文に規定する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ　入院を要する小児救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

(4)　小児入院医療管理料３の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が五名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

(5)　小児入院医療管理料４の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が三名以上配置されていること。

ロ　当該病床を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ニ　当該病棟において、専ら小児を入院させる病床が十床以上であること。

ホ　当該保険医療機関の当該病棟を含めた一般病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

(6)　小児入院医療管理料５の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が一名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　特定機能病院以外の病院であること。

(7)　小児入院医療管理料の注２に規定する加算の施設基準

イ　保育士一名の場合の施設基準

①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下この(7)において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(7)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この(7)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下この(7)において「事業実施区域」という。）内にある保険医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。

②　小児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。